

第2章 令和元年東日本台風対応における検証

1 災害対策本部設置・運営

10月12日、7時に災害警戒本部を設置し、同日、15時25分に町長は、総務部長からの報告を受け、災害対策本部を設置した。本部では、河川や用水路、気象情報、避難所の状況把握をはじめとする情報収集・伝達等を行い、災害関連情報を一元的に把握した。しかし、情報収集・伝達や町民からの問い合わせ等により、混乱した時間帯が発生した。本部への電話は、10月12日の19時～20時に72件であった。また、関係機関や各部局等からの膨大な情報が集中したが、ホワイトボードに記載し管理したことで、情報共有を図ることができた。職員参集は、238人であり、参集率は、95.6%であった。

10月13日、5時30分に災害対策本部を解散した。解散後も各部長、安全安心課、道路公園課などの職員で引き続き、警戒にあたった。

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
本部の運営は安全安心課の職員で、情報収集・伝達や町民からの問い合わせ等に追われ、混乱した時間帯があった。途中からは総務課の職員も加わり、対応した。	本部の運営は本部開設時から安全安心課以外の職員も行う。	
安全安心課の職員は、本部運営に専念していたため、町内巡回を実施することができなかった。	被災後の対応や検証等を行うためには安全安心課の職員も町内巡回を実施すべきである。上記のとおり、安全安心課以外の職員も本部の運営をすることにより、安全安心課の職員も町内巡回を実施する。	地域防災計画 風-64ページ ～ 風-73ページ
職員は災害警戒本部及び災害対策本部の運営、自主避難所の開設及び運営、河川等の町内巡視、土のうの配布、各所管が管理する施設の確認等の業務を行っていたが業務に専念しており記録写真が少なかった。	今後の災害時の対策、検証を行うために今後は記録写真を撮っていく。	

2 情報伝達手段

避難情報や気象警報等の情報伝達は安全・安心メール配信（15回）、防災行政無線放送（7回）、緊急速報メール配信（3回）、ホームページ掲載、広報車による広報、コミュニティ放送、SNSの投稿を行った。

外国人へは多文化共生コミュニティーセンターホームページ掲載、文化の通訳として町に登録されている方へのメール配信、各国のキーパーソンへの連絡、防災行政無線のポルトガル語放送を行った。

(1) 安全・安心メール配信

10月12日（土）

- | | |
|--------|---------------|
| 7時00分 | 自主避難所の開設決定 |
| 7時12分 | 大雨警報発表 |
| 13時16分 | 洪水警報発表 |
| 14時31分 | 避難所の追加開設 |
| 14時57分 | 暴風警報発表 |
| 15時35分 | 警戒レベル3発令（利根川） |
| 16時46分 | 警戒レベル4発令（利根川） |
| 17時00分 | 氾濫注意（休泊川） |
| 18時34分 | 避難所の追加開設 |
| 19時45分 | 避難所の情報 |
| 19時52分 | 避難指示（緊急）（休泊川） |
| 20時03分 | 避難指示（緊急）（休泊川） |
| 20時34分 | 避難所の追加開設 |

10月13日（日）

- | | |
|-------|---------------|
| 3時08分 | 寄木戸南地区の冠水注意情報 |
| 6時02分 | 避難指示の解除 |

(2) 防災行政無線放送

10月12日(土)

- 9時30分 自主避難所の開設
- 15時00分 避難所の追加開設
- 15時50分 警戒レベル3発令(利根川)
- 16時49分 警戒レベル4発令(利根川)
- 18時00分 町長による避難促進
- 20時20分 避難指示(緊急)(休泊川)
- 20時30分 避難指示(緊急)(休泊川)

(3) 緊急速報メール配信

10月12日(土)

- 17時48分 警戒レベル4発令(利根川)
- 19時57分 避難指示(緊急)(休泊川)
- 20時07分 避難指示(緊急)(休泊川)

その他、ホームページ掲載、広報車による広報、コミュニティ放送、SNSの投稿は随時行った。

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
<p>防災行政無線は暴風雨時は放送が聞こえづらい。</p>	<p>放送内容を確認できる無料テレホンサービスの更なる周知及び防災行政無線放送履歴をホームページに掲載する。併せて、防災行政無線と同様な情報を伝達している安全・安心メールの登録者を増やす。緊急時は広報車による周知も行う。また、戸別受信機の整備等を検討する。戸別受信機は1基あたりの費用が高額であるため、調査・研究が必要である。</p>	<p>地域防災計画 風-50ページ ～ 風-55ページ</p>
<p>町長自ら情報発信した防災行政無線はポルトガル語も含め他の情報伝達手段では発信していない。</p>	<p>情報発信を行う際は、統一性を持った情報発信を行うとともに媒体の特性を踏まえる。</p>	<p>風-114ページ ～ 風-115ページ</p>
<p>安全安心課の職員が防災行政無線、安全・安心メール等の情報伝達を行っていた。</p>	<p>情報伝達を専門的に行う、職員を配置する。</p>	<p>総合防災マップ 6ページ ～ 7ページ</p>
<p>46カ国（令和2年2月末日現在）にもおよぶ外国人への情報伝達は難しい。</p>	<p>文章に日本語のふりがなをつけるなど、わかりやすい発信方法を検討する。外国人向け災害情報提供アプリ「Safety tips」の周知を行う。 ※Safety tipsとは 観光庁監修のもと開発された、日本国内における緊急地震速報、津波警報、噴火情報、気象特別警報、国民保護情報を通知するアプリ。</p>	

3 河川等の水位情報の収集

10月12日から13日にかけて、利根川、休泊川及び用水路を職員の巡視により、随時、確認していた。休泊川については、国道354に架かる「築比地橋」から利根川に接続する「利根制水門」までの約4.2kmと定め、この間を6つの区間に分けて、職員6名を監視員として配置した。15時30分頃に休泊川の水位の上昇に伴い、監視を強化するとして、富士堰と利根制水門にそれぞれ職員1名を増員し、16時46分には警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令に伴い、新たに6名の職員を追加し、14名が監視を行った。19時50分に富士堰で最高水位32.56mを超過したことから、職員の安全確保のため、20時に全員を一時帰庁させた。その後は、随時、職員が河川等を巡視した。また、利根川及び休泊川は水位情報等をインターネット等においても把握するとともに、利根川を管轄している利根川上流河川事務所、休泊川を管轄している館林土木事務所からも河川の水位に関する情報の連絡を受けた。七ヶ村用水路の監視についても、利根川及び休泊川と同様に職員が巡視を行った。

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
水位情報をインターネットにおいても把握したが、アクセスが集中して、つながりにくい状態となっていた。	河川管理者である利根川上流河川事務所や館林土木事務所へ直接、連絡し確認をする。	地域防災計画 風-27ページ 風-50ページ ～ 風-51ページ
休泊川へ最大14名の職員が監視を行ったが、水位上昇に伴い、職員の安全確保のため、一時帰庁させた。	水位上昇した河川を長時間において、監視するのは危険を伴うため、カメラ設置について、河川管理者と引き続き、連携していく。 ※令和元年度群馬県が休泊川の城之内五丁目地内、吉田地内、古海地内にカメラ設置済。	地域防災計画 風-24ページ

4 避難情報の伝達

利根川、休泊川及び用水路の水位等の情報収集を職員の巡視による確認、インターネットやシステムによる把握、利根川上流河川事務所や館林土木事務所からの情報提供において、把握していた。

利根川については、14時35分に利根川上流河川事務所より、利根川が増水し、20時頃に避難判断水位（警戒レベル3：避難準備・高齢者等避難開始）に達する見込みとの連絡を受けた。避難判断水位になってから、警戒レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」を発令すると、高齢者等は夜間の大雨の中での避難を行うことになり、危険であることが予想された。

そのため、15時35分に安全・安心メール等において、本町では初となる、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を寄木戸、丘山、仙石、古海、吉田、朝日地内の9,842世帯、21,016人に発令した。その後、16時に再度、利根川上流河川事務所より、利根川が24時にはん濫危険水位に達するとの連絡を受けた。そのため、警戒レベル3の発令判断と同様に夜間の大雨の中での避難を避けるため、16時46分に安全・安心メール等において、警戒レベル4「避難指示（緊急）」を同地内に発令した。

休泊川については、16時10分に館林土木事務所より、休泊川が増水し、30分後位に富士堰の水位が31.70mに達する見込みとの連絡を受けた。

富士堰の水位が31.70mに達すると富士堰から休泊川と新谷田川へ分水する水門の新谷田川方面の水門を閉鎖することになる。その場合、数時間後には、休泊川が氾濫する可能性があるため、17時に氾濫注意を安全・安心メール等において発令し、速やかな避難を促した。19時40分には、休泊川を監視していた職員より、富士堰付近で氾濫の恐れがあるとの連絡があり、19時52分に安全・安心メール等において、警戒レベル4「避難指示（緊急）」を発令した。

その後、20時05分に館林土木事務所より、富士堰付近で越水した見込みとの連絡を受けた。

七ヶ村用水路については、寄木戸地区に警戒レベル4「避難指示（緊急）」を発令していたが、10月13日の未明に七ヶ村用水の越水及び太田市古戸町を流れる県管理河川の八瀬川の越水等により浸水被害が発生した。

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
<p>休泊川の水位はインターネット・職員の目視・館林土木事務所からの連絡により把握しているが、利根川のような警戒レベル発令の水位基準がない。</p>	<p>館林土木事務所と協議を行い、警戒レベル発令水位基準を検討する。</p>	<p>地域防災計画 風-48ページ ～ 風-49ページ</p>

5 避難行動要配慮者支援

町では、避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や民生委員に本名簿を配布し、避難行動要支援者個別避難計画を自主防災組織と協力して作成している。今回の令和元年東日本台風において、避難が必要となった地域でも、本名簿が活用されていない事例が多かった。しかし、自主防災組織の会長や役員等が避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行っている組織もあった。

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
<p>避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者個別避難計画が活用されていない。</p>	<p>避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者個別避難計画を災害時に自主防災組織が活用できるように検討する。また、避難方法についても検討する必要がある。</p>	<p>地域防災計画 風-14ページ ～ 風-18ページ 風-124ページ ～ 風-127ページ</p>

6 避難所開設・運営

10月12日、8時から保健福祉総合センターを自主避難所として開設してから、計14施設を開設し、2,636人の避難者があった。避難所運営職員は、事務用品、懐中電灯、毛布、メガホン、ラジオなどの物品を持参した。避難所運営の職員は少数だったため、避難所対応に苦慮した避難所もあった。避難者からは、「外部からの情報が得られない」「現在の災害状況を知りたい」等の要望があった。本町では今回のような規模の避難所開設・運営は初めてのことであったため、今後は今回の状況を踏まえると共に外国人等の対応を含めた、避難所運営マニュアルを策定していく必要がある。

避難所名	開設時刻（10月12日）	閉鎖時刻（10月13日）
保健福祉総合センター	8時00分	14時00分
北中学校	10時00分	6時45分
南中学校	10時00分	6時30分
西中学校	10時00分	9時00分
西小学校	10時00分	6時15分
北小学校	14時30分	8時00分
北児童館	14時30分	6時35分
西児童館	14時30分	8時00分
町民体育館	16時30分	6時20分
町公民館	16時30分	6時30分
文化むら	16時30分	6時50分
町公民館南別館	18時30分	6時15分
東児童館	18時30分	6時15分
いずみの杜	20時30分	3時10分

避難所開設・閉鎖日時

単位：人

避難者住所別 避難所	東 小 泉	中 央	城 之 内	北 小 泉	西 小 泉	坂 田	古 氷	寄 木 戸	丘 山	仙 石	古 海	吉 田	日 の 出	住 吉	富 士 之 越	朝 日	他 市 町 村	そ の 他 不 明	合 計
保健福祉総合センター	5	2	0	0	3	4	1	12	13	95	61	127	0	4	2	1	3	0	333
北中学校	5	11	11	6	34	2	4	9	0	38	45	57	0	0	26	41	2	13	304
南中学校	0	0	0	0	4	5	0	10	9	144	59	155	9	0	10	0	5	84	494
西中学校	0	0	0	0	0	0	4	166	0	7	4	0	0	0	0	0	0	12	193
西小学校	0	0	5	0	0	17	33	165	0	15	9	17	0	0	4	7	12	0	284
北小学校	0	8	0	1	3	0	0	0	0	0	0	6	0	4	3	5	0	0	30
北児童館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	12
西児童館	0	0	0	0	0	17	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
町民体育館	0	0	0	0	0	11	0	9	22	179	22	26	0	0	3	0	0	28	300
町公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	8	15	14	18	0	0	5	5	0	0	65
文化むら	0	7	9	0	3	0	0	0	5	23	32	73	0	0	72	220	4	0	448
町公民館南別館	0	0	0	0	4	0	0	0	0	26	4	30	2	1	14	5	3	0	89
東児童館	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	6	0	0	17
いずみの杜	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	4	0	0	0	13	8	0	0	31
合計	11	29	25	7	51	56	43	389	63	542	254	509	11	9	162	309	29	137	2,636

避難者数

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
<p>浸水想定区域外のみでの避難所開設も考慮していたが、浸水想定区域外の避難所のみでは、避難所の混乱が想定されたため、2階以上への避難を考慮して、浸水想定区域内の自主避難所も開設した。避難所開設の順番は決まっていない。</p>	<p>避難所開設順を検討する。</p>	
<p>避難所開設時に避難所へ持参する物品が整備されていなかった。</p>	<p>避難所開設時に即座に物品を持参できるよう、事前に物品を整備しておく。</p>	<p>地域防災計画 風-12ページ ～ 風-13ページ</p>
<p>避難所では外部からの情報提供が十分ではなかったのが不安であったと避難者からの声があった。</p>	<p>ラジオの台数を増やすことや災害対策本部からの情報を避難所運営職員へ伝え、避難者へ情報伝達するようにする。</p>	<p>風-31ページ ～ 風-33ページ</p>
<p>避難所に責任者が不在であった。</p>	<p>避難所に責任者を配置する。</p>	<p>風-91ページ ～ 風-98ページ</p>
<p>避難所の受入状況の情報発信がなかった。</p>	<p>ホームページ・SNS等で避難所の受入状況の情報を発信していく。</p>	
<p>ペット同伴避難の要望があった。</p>	<p>ペットと同じ空間での避難は動物アレルギーの方もいるため、ペット同伴避難の在り方について検討していく。</p>	



避難所状況

7 職員の対応

町長、副町長、教育長をはじめ、役場職員の勤務状況は職員全体の95.6%である238人であった。10月11日の令和元年東日本台風対策会議により、初動体制を検討し、必要な職員の参集時間などを決定した。10月12日は各部長と安全安心課、道路公園課などの職員は6時に出勤した。初動体制後の気象警報と災害状況に応じて、非常参集命令を出した。主な業務については、災害警戒本部及び災害対策本部の運営、自主避難所の開設及び運営、河川等の町内巡視、土のうの配布、各所管が管理する施設の確認等である。

また、災害警戒本部運営などの初動体制から従事した安全安心課職員は10月12日の6時から10月13日の17時15分までの35時間15分勤務した。避難所運営は10月13日の明け方に職員の入替えを実施した。

10月13日から被害のあった住家の消毒を行った。

10月14日は浸水被害のあった寄木戸地内、吉田地内、丘山地内の災害廃棄物の回収に職員71人が参加した。また、10月14日から家屋の被害状況調査を実施した。

職員は、日頃から非常参集訓練の実施や台風第15号により被災した千葉県において、町長と共に瓦等の片付け等のボランティアに参加している。

また、被災地からの支援要請による、り災証明の発行支援も行っている。

課題	対策・改善	関連性
今回の職員体制では、長期的な災害対応が必要となった時に人員不足に陥ることが考えられる。	国・県・自衛隊等の関係機関からの応援職員派遣が想定されるため、日頃から連携をする必要がある。長期的な災害対応を想定した職員の参集・対応方法を検討する。	地域防災計画 風-73ページ ～ 風-78ページ

8 水防団員（消防団員）の対応

10月12日、10時に災害対策本部から団長に対し、水防団出動の可能性が高いことを連絡した。11時に団本部員が大泉消防署に集合し、団本部から各分団長に対し水防団出動の可能性が高いことの連絡と、各分団の出動可能団員の確認を行うよう指示した。13時に利根川八斗島水位観測所の水位が水防団待機水位に達したことを団長に連絡した。団長は正副分団長以上を消防署に招集し、各分団の出動可能団員は分団詰所で待機するよう指示した。15時に各分団が担当区域の出水危険箇所の巡視を実施。17時に災害対策本部より、古海地内主幹排水路付近での排水作業依頼があったため、4車両が現地に向かい排水作業を行う。また、それ以外の車両は休泊川の警戒を行う。

19時に災害対策本部より古海地内休泊川利根制水門付近の排水作業依頼があったため、2車両が現地に向かい排水作業を行う。古海地内主幹排水路付近および休泊川利根制水門付近の排水作業は、豪雨のなか長時間に亘って行ったが、消防ポンプが不調となってきたこと及び状況の改善が見られなかったことから、21時に撤収を指示した。

災害対策本部より、20時頃に休泊川富士堰付近で越水のおそれがあるので、消防車で広報活動を行うよう依頼があったため、2車両で地域住民に対し避難を呼びかける広報活動を実施した。

古海地内休泊川利根制水門付近の排水作業を終えた第1分団第2部の車両が、吉田大橋付近の道路が冠水していたことにより水没し走行不能となった。

また、現地確認に向かった団本部員の車両も水没し走行不能となった。

10月13日、3時に災害対策本部より、古戸排水樋管付近の排水作業依頼があった。しかし、県道古戸館林線は冠水のため丘山の信号交差点から西が通行止めとなっており、また古海の休泊川付近の道路も冠水しており、現場に向かうことのできる道路の確認に時間を要した。

3車両が現地に向かい4時より排水作業を開始したが、現場一体は広く冠水

しており、消防ポンプで、排水作業を行っても状況に改善が見られないことから、4時45分に撤収を指示した。

災害対策本部と団長で水防団活動の終了を協議し、5時30分に全隊撤収する。

水防活動は、13車両、70人の団員が活動を行った。



水防団（消防団）による排水作業

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
災害出動前の準備（車両及びポンプの燃料確認）が不十分のため、燃料切れが発生しそうになった。	平時より車両及びポンプの燃料の残量に注意するとともに、併せて燃料の確保をしておく必要がある。	地域防災計画 風-42ページ 風-70ページ
団員に役場職員が多いため、災害時に人員不足となる分団が生じた。	役場職員以外の団員確保を推進する。	
長時間の活動に対応する休憩の確保、食事や飲み物の調達方法が不十分だった。	適宜休息を取りながら活動し、長時間の活動が予想される時は、食事や飲み物を事前に用意しておく。	
冠水した道路を走行し、水没した車両があった。	道路状況の情報収集を行い、走行時は、冠水箇所を避けて走行するよう注意する。	

9 自主防災組織の対応

一部の自主防災組織では、区民への安否確認、高齢者等への避難呼びかけ、要配慮者への避難誘導を行っていたが多くの自主防災組織では活動が行われなかった。また、町からも避難指示を発令した地区の自主防災組織の会長へ連絡をしていなかった。

なお、自主防災組織が災害時にどのように活動したらよいかわからないとの意見があった。今後は、災害時に自主防災組織が活動できるような、自主防災組織活動ガイドラインを作成するとともに、総合防災マップ等を活用し、災害時に役立つ実践的防災訓練を自主防災組織と連携して実施していく。

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
災害時の自主防災組織の活動方法がわからない。	災害時に自主防災組織が活動できるような「自主防災組織活動ガイドライン」を作成する。	地域防災計画 風-4 1 ページ ～ 風-4 2 ページ
自主防災組織への役場からの情報伝達が住民と同様に、防災行政無線や安全・安心メール等であった。	自主防災組織の会長には個別で情報提供を行う。	
自主防災組織の防災意識の向上を図る必要がある。	引き続き、各自主防災組織の防災訓練の支援等を行っていく。	

10 関係機関等との連携

利根川上流河川事務所及び館林土木事務所については、利根川及び休泊川の情報提供があり、避難勧告等の判断や決定に大きな役割を果たした。

群馬県危機管理室については、本町の災害対策本部開設や避難所開設等の情報共有を行った。

陸上自衛隊については、新町駐屯地からリエゾン（連絡員）2人が来庁し、情報共有を行っていた。

大泉消防署については、13日未明に寄木戸地区住民からの避難不能との通報を受け、ゴムボートにより浸水箇所から16人を救出した。また、密に連携をとり、情報共有を行った。

大泉警察署については、道路の通行止めや信号機の停電情報等の情報共有を行った。また、13日は空き巣被害防止についての連絡を受け、重点パトロール地域の情報共有を行った。

町内の建設事業者については、町と連携して、町道の規制開始・解除を行った。



町道の規制

1 1 災害廃棄物の対応

浸水被害が生じた地区では、10月13日から被災した家屋より、浸水し使用できなくなった家財等が、各家の玄関先やごみステーションに出された。

そのため、10月14日に町長、副町長をはじめとする役場職員71人及び町が依頼した事業者が災害廃棄物を回収し、大泉町外二町清掃センターへ運んだ。

10月15日には災害廃棄物の回収について、広報車による広報活動を行い、16日にはビラを作成し、社会福祉協議会のボランティア派遣のビラとともに、被災地区に配布した。

10月15日から27日までの13日間は毎日回収を行った。その後は、災害廃棄物が減少したことから平日のみの回収とした。

なお、回収された災害廃棄物は70.5tであった。

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
役場職員等が災害廃棄物の回収および大泉町外二町清掃センターへの搬入を行ったが、災害発生直後に災害廃棄物の回収方法を決定し周知する必要があった。	災害発生時は災害廃棄物の回収および大泉町外二町清掃センターへの搬入方法を災害発生直後に決定し周知を行う。	地域防災計画 風-139ページ
大規模災害時の災害廃棄物仮置き場が決定していない。	大規模災害時の災害廃棄物仮置き場の検討を行う。	

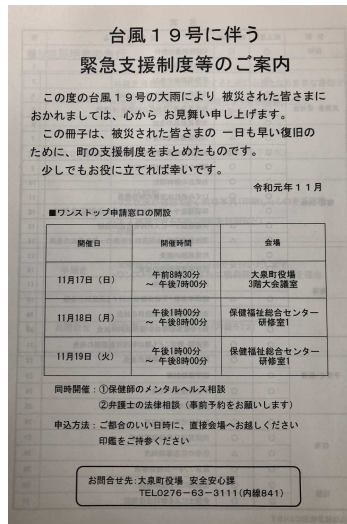
1 2 被災者の生活支援

被災者の生活支援については、11月7日庁議決定し、町独自の緊急支援制度を創設した。また、被災された方が生活再建を考える上で、どのような公的支援があるのか広く周知する必要があることから、町の支援施策を被災者の方にわかりやすいよう分野別に取りまとめた上、11月10日・11日に「被災者支援説明会」を4会場で7回実施し、内2回は外国籍被災者を対象として実施した。

緊急支援制度の申請については、被災者が窓口を回らなくてすむように、11月17日から19日に緊急支援制度をワンストップで申請できる「被災者支援ワンストップ申請受付」を実施した。

分野	支援制度名
証明	り災証明書の発行
見舞金・貸付金	災害見舞金（町・社会福祉協議会）の支給、家財見舞金の支給、共同募金会災害支援金の支給、災害見舞品（社会福祉協議会）の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金（緊急小口資金）特例の貸付
福祉・医療	福祉タクシー利用券の交付、お風呂の無料開放、いずみの杜沐浴棟の無料開放、障害福祉サービス等利用者負担金の免除、介護保険サービス利用者負担の免除、国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金の免除
税等	町県民税の減免、国民健康保険税の減免、固定資産税の減免、国民年金第1号被保険者に対する保険料の免除、後期高齢者医療保険料の減免、第1号被保険者の介護保険料の減免
子育て・教育	保育園・認定こども園の利用者負担額の減免、緊急一時保育利用料の減免、就学援助制度、学校給食費の減免、児童館（学童保育）使用料の減免
住宅	町営住宅の一時使用、民間賃貸住宅等家賃助成、住宅の応急修理制度、緊急リフォーム補助事業
相談	保健師による健康相談、弁護士による無料法律相談

緊急支援制度



緊急支援制度パンフレット

(1) 被災者支援説明会

期日	参加世帯数	内訳		参加者数	内訳	
		日本人世帯数	外国人世帯数		日本人数	外国人数
11月10日	52世帯	39世帯	13世帯	85人	61人	24人
11月11日	60世帯	60世帯	—	96人	96人	—
合計	112世帯	99世帯	13世帯	181人	157人	24人

(2) 被災者支援ワンストップ申請受付

期日	参加世帯数	内訳		参加者数	内訳	
		日本人世帯数	外国人世帯数		日本人数	外国人数
11月17日	51世帯	38世帯	13世帯	82人	65人	17人
11月18日	12世帯	10世帯	2世帯	15人	13人	2人
11月19日	13世帯	8世帯	5世帯	15人	9人	6人
合計	76世帯	56世帯	20世帯	112人	87人	25人

被災者支援ワンストップ申請受付に参加しなかった被災者は11月19日以降に支援制度を所管している窓口にて受付を行った。

1 3 社会福祉協議会の対応

社会福祉協議会においては、10月15日午前中に職員が3班（2人一組）に分かれ、被災地区へ入り一軒一軒声掛けを行い、被害状況の把握とボランティアニーズの聞き取り調査を行った。その際、地元民生委員・地区社協役員にも協力いただき、スムーズに現地調査を行うことができた。

15日の聞き取り調査の結果、初回に上がってきたニーズは3件であり、通常のボランティアセンター業務としてボランティアのマッチングを行えると判断し、災害ボランティアセンターを設置しないこととした。窓口での災害ボランティア活動登録と既に登録済みの個人・団体ボランティアに対し連絡調整を行い、ニーズが上がってきた時点でマッチングし、ボランティア派遣を行うこととした。

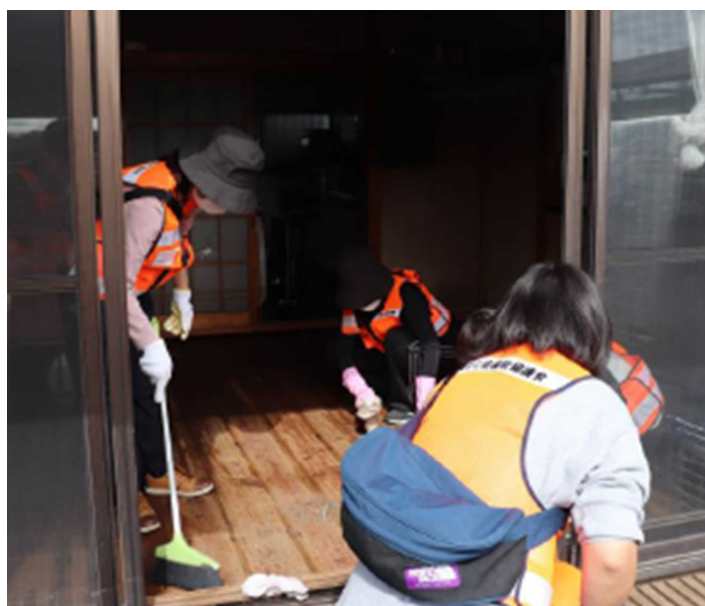
10月16日にはボランティア派遣についてのビラを作成し、環境整備課のごみ回収ビラとともに被災地区に配布した。

ボランティア派遣は、10月15日3件、16日1件、17日4件、18日1件、20日5件、21日1件、11月1日1件の実働日数7日間で計16件の派遣を行い、ボランティア派遣人数は延べ73人であった。

課 題	対 策 ・ 改 善	関 連 性
今回は災害ボランティアセンターの開設には至らなかったが、今後は大規模災害時に備え、災害ボランティアセンター設置・運営に関する整備が必要である。	災害ボランティアセンター活動計画や職員行動マニュアルの整備を行うとともに、被災地へ職員を派遣し、活動経験を積むことで、緊急時に対応できる人材の育成に努める。	地域防災計画 風-43ページ 風-120ページ ～ 風-122ページ



ニーズ把握調査



ボランティア活動